

議案第4号

取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

人事院の勧告及び地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正を踏まえ、一定の要件を満たす非常勤職員に係る育児休業・育児時間の制度を整備するとともに、育児休業等の対象となる子の範囲を法律上の親子関係に準ずる子にも拡大し、育児と仕事との両立を支援するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる職員とする。</u></p> <p>(1) <u>育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) <u>取手市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第9号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員</u></p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア <u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p>(ア) <u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) <u>その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、<u>取手市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第9号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員とする。</u></p>

引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。))から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第14条の規定による出産に係る特別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数

を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日
- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到

達日後である場合にあっては、当該
末日とされた日)において地方等育
児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間に
ついて育児休業をすることが継続
的な勤務のために特に必要と認め
られる場合として市規則で定める
場合に該当する場合

第2条の4 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条
例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書
の条例で定める特別の事情は、次に掲げ
る事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が、産前
の休業を始め、又は出産したことによ
り、当該育児休業の承認が効力を失っ
た後、当該産前の休業又は出産に係る
子が次に掲げる場合に該当すること
となったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居す
ることとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条
に規定する事由に該当したことによ
り当該育児休業の承認が取り消され
た後、同条に規定する承認に係る子が
次に掲げる場合に該当することとな
ったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第
817条の2第1項の規定による請求
に係る家事審判事件が終了した場

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条
例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書
の条例で定める特別の事情は、次に掲げ
る事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の
休業を始め、若しくは出産したことによ
り当該育児休業の承認が効力を失
い、又は第5条に規定する事由に該当
したことにより当該育児休業の承認
が取り消された後、当該産前の休業若
しくは出産に係る子若しくは同条に
規定する承認に係る子が死亡し、又は
養子縁組等により職員と別居するこ
ととなったこと。

合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3)から(6)まで (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2)から(5)まで (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第12条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)から(7)まで (略)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、勤務時間条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き市規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が市規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

(1)及び(2) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間

(2)から(6)まで (略)

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)

第10条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き市規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が市規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

(1)及び(2) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内

(部分休業の承認)

第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

で、かつ、2時間から当該育児時間又は
当該介護をするための時間の承認を受
けて勤務しない時間を減じた時間を超
えない範囲内で行うものとする。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。